

大阪市告示第541号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、医師を指定したので、大阪市身体障害者福祉法施行細則（昭和31年大阪市規則第65号）第5条の規定により、別紙のとおり告示する。

令和6年4月10日

大阪市長 横山英幸

（福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課）